

お客様各位

リチウム金属電池およびリチウムイオン電池輸送時の注意点について

セイコー・イージーアンドジー株式会社
営業部 CS 課

このたび国際航空運送協会（IATA：International Air Transport Association）や船舶国際海事機構（IMO：International Maritime Organization）等の規則が改正されました。これにともない、リチウム金属電池およびリチウムイオン電池（以下、電池）若しくはこれらを組み込んだ電子機器の航空および海上輸送が規制されることになりました。

【背景】

リチウム金属電池およびリチウムイオン電池は電池容量が極めて大きいため、梱包の不備や輸送中の事故などによって容易に発火する危険性があります。このため、航空・海上輸送での危険性を回避する目的で当局により規制されることになったものです。

つきましては、当社販売製品においてもこの規制が適用されるものがありますので、対応方法について以下にご案内申し上げます。修理などで該当品をご返送いただく場合には、ご留意いただけますようお願い申し上げます。

当社販売製品に係る規制の概要は以下のとおりです。

- (1) 輸送方法を「陸送」とすることで何ら規制を受けることはありません。
 - ・修理品等を弊社宛に発送される場合は、可能な限り陸送指定としてください。
 - ・ご参考までに、別表に代表的な運送業者 2 社の陸送指定方法を記載いたします。
- (2) 規制のかかる数量（以下、規制数量）未満の梱包であれば、航空・海上輸送が可能です。ただし、電池の種類、梱包形態等により規制数量が変わりますのでご注意ください。
 - ・別表に、該当する当社販売製品の一覧と、規制数量の関係を記載いたします。
 - ・本体から取り外した電池や予備電池、あるいは電池が搭載された単体の基板は、本体に組み込んだ場合よりも規制が厳しくなります。できるだけ本体に組み込んでご送付ください。
- (3) 規制数量以上を航空・海上輸送する場合は、規制に従い必要な対応（処置）を行ったうえでご送付ください。
 - ・別表に示す、規制対応輸送 A または B に従った対応が必要になります。
 - ・具体的には書類の作成（非危険物申告書）、梱包箱への注意ラベルの添付・電池容量の標記、梱包箱の落下試験などが必要になります。

お客様におかれましては、(1) のように可能な限り陸送指定とするか、陸送が困難な場合には、(2) のように規制数量未満で梱包してご送付いただくことを推奨いたします。この方法が困難な場合には、(3) の対応が必要となりますので予めご承知おきください。

なお、Thermo 社の EPD など、電池を機器に組み込むと電源を切ることができない製品に電池を組み込んだ状態で送付される場合は、電池の電極に絶縁シートを挟んで電源が入らないようにして下さい。

【本件に関するお問い合わせ】

本件についてのご質問・ご相談等は、以下にお願いいたします。

営業部 CS 課（TEL 043-211-1308 担当：松井・葉上）

以上